

運用指針

第2条①-ロ

現場特有の状況に対応するための創意工夫

地元条例を適用することによる
オイルタンク形式の見直し

管理事務所棟地下オイルタンクの形式変更の経緯①

○北海道縦貫自動車道 八雲IC管理事務所棟での設備条件

項目	基準等	備考
設計用外気温	-7℃	
各室の暖房設備	2.0kw～7.4kw	
灯油標準燃焼量	17 ℓ / h	



「給排水衛生設備、空気調和設備設計指針(昭和63年11月10日)」
に基づき、必要な暖房用オイルタンクを設計

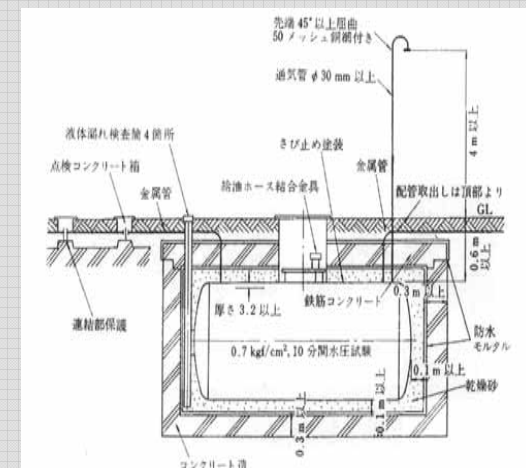


暖房設備用に7日分以上の灯油の貯油が必要
⇒ 1,900 ℓ のオイルタンク容量が必要



IC内の限られた敷地内に設置するため、標準の地下オイルタンクで設計

地下オイルタンク1,900L



当初地下オイルタンク形式で計画

管理事務所棟地下オイルタンクの形式変更の経緯②

○地下オイルタンクの問題点

- ・漏油検知設備の設置が必要
- ・コンクリート製外殻の設置が必要



設置コストが高い

屋外オイルタンク (1,900 ℓ) 形式への変更について検討

屋外オイルタンク (1,900 ℓ) 形式への変更の課題

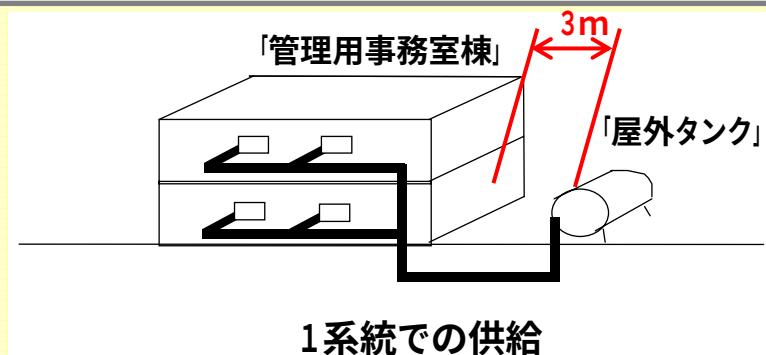
- ① 「危険物の規制に関する政令 (S34)」に定める、タンク周囲に3m以上の離間距離を確保することが可能か？
- ② 消防との協議が必要

課題①に対して

八雲ICの敷地形状において、タンク周囲に3m以上の離間距離を確保することは可能

課題②に対して

法令を遵守しており、消防の了承も得る

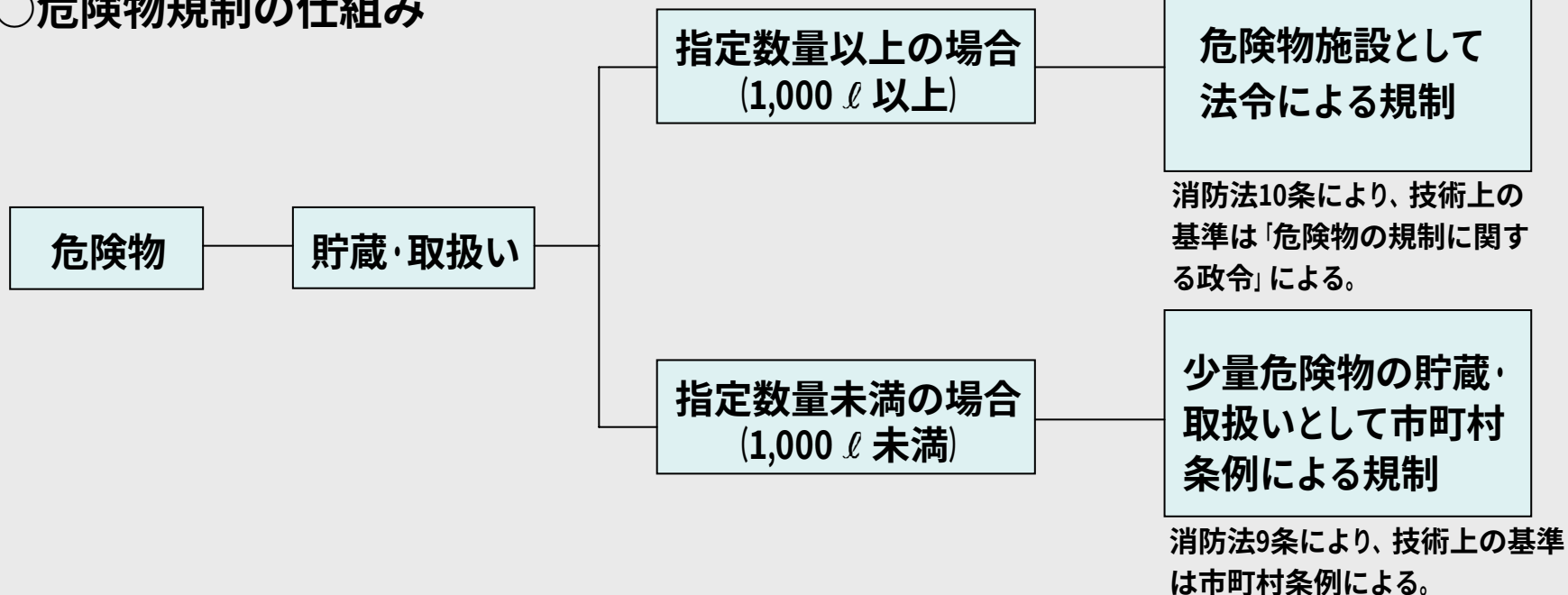


屋外オイルタンク (1,900 ℓ) 形式を採用

管理事務所棟地下オイルタンクの形式変更の経緯③

さらに、危険物に関する法令を確認

○危険物規制の仕組み



「指定数量とは」

危険物の規制に関する政令(昭和34年第306号)により定められる数量で灯油(第4類第2石油類)の指定数量は1,000 ℓとなる。

貯油量を指定数量(1,000 ℓ)未満にできないか検討

管理事務所棟地下オイルタンクの形式変更の経緯④

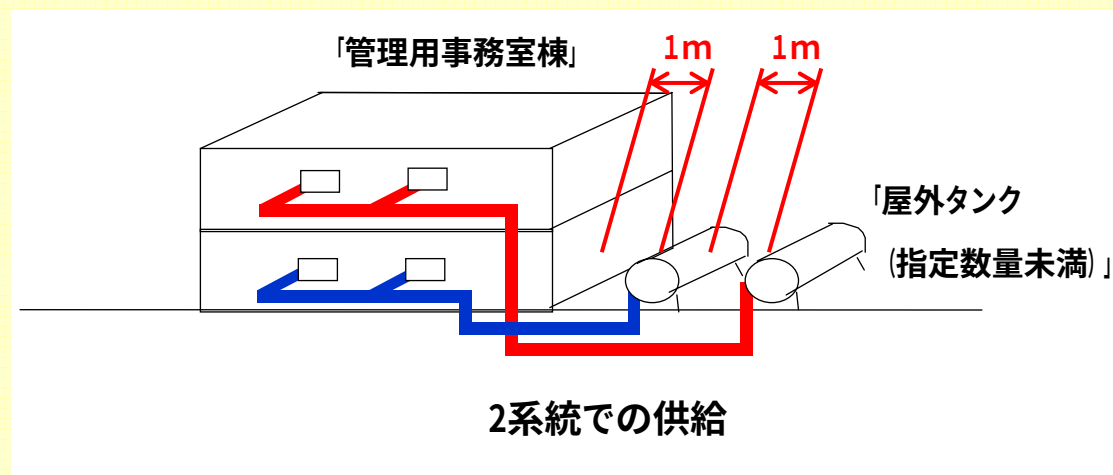
指定数量未満 (950 ℓ × 2) の貯油施設が設置可能な条件を消防に協議

⇒各オイルタンクからの供給系統を完全に分離することが必要との回答を得る。

供給配管を大幅に変更することなく、2系統に完全分割することにより、**指定数量未満 (950 ℓ × 2) とすることが可能**

八雲町火災予防条例 (H17) が適用

- ・タンク板厚は2.3mm以上確保 → 汎用品タンクの採用が可能
- ・離隔距離は1m以上確保 → OK



地下オイルタンク形式から屋外オイルタンク (950 ℓ × 2) 形式に変更

適正な品質や管理水準の確保について

●法令に定める設置基準について

	地下オイルタンク	屋外オイルタンク (指定数量未満)
	危険物の規制に関する政令 「第13条」	八雲町火災予防条例 「第31条」
タンク板厚	3.2mm以上 第1項1号	2.3mm以上 「の4第2項(1)」
漏油防止	タンク室または二重殻タンク 「第1項1号」 検知設備 「第1項13号」	防油堤 「第2項(2)」
離隔距離	—————	1m以上 「の3第2項(1)」
構造物	タンク室は総務省令に定めるところにより、必要な強度を有し、かつ、防水の措置を講じたものとする。 「第1項14号」	架台は不燃材料で堅固につくこと。 「の3第2項(3)」

八雲町火災予防条例で定める
設置基準に適合した構造である

●法令に定める法定点検について

	地下オイルタンク	屋外オイルタンク (指定数量未満)
点検	自治省令で定めるところにより、 定期に点検し、その点検記録 を作成し、これを保存しなければ ならない。 「消防法第14条の3の2」 ↓ 法令で定める定期点検が必要 社内規定による自主点検は3 回/年	————— 社内規定による自主 点検は3回/年

条例上、点検は不要

会社として社内規定による点検を実施

地下オイルタンク(1,900ℓ)形式から指定数量未満の屋外オイルタンク(950ℓ×2)形式に見直すことによる材料費及び施工費の縮減

経営努力要件適合性の認定について

オイルタンク形式を見直すことは、危険物の取扱いに関する法令を遵守した上で、適正な管理水準を確保しつつ、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

地下オイルタンクを指定数量未満
の屋外オイルタンクに見直すこと
による材料費及び施工費を縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫